

# ご存知ですか

## ○児童扶養手当 ○特別児童扶養手当

### へ児童扶養手当▽

父母の離婚などにより、父親の養育を受けることができない児童を養育されている母子家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を目的として支給される手当です。

#### ○受給資格者

手当を受けることができる人は、一定の条件に当てはまる18歳に達する日以後の3月31日まで児童を養育している人です。

児童が心身に基準以上の

障害がある場合は、20歳になる誕生月まで手当が受けられます。また、外国籍の人は外国人登録し、一定の在留資格がある人に限ります。

①父母が離婚した後、父と一緒に生活をしていない

②児童扶養手当

#### ②父が死亡した児童

③父に重度（国民年金の障害等級1級程度）の障害がある児童

④父の生死が明らかでない、または、父が引き続き1年以上行方不明・拘禁されている児童

⑤母が婚姻によらないで出産した児童

⑥生まれたときの事情などがわからない児童

⑦印鑑を必ずお持ちください。

#### 上あるときなど、支給されない場合があります。

#### ○必要書類

①請求者と対象児童の戸籍謄本（外国籍の人は、在留資格の明記された登録済証明書）

②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し

③その他必要書類

※印鑑を必ずお持ちください。

### ◆児童扶養手当支給額◆

#### ○全部支給の場合の手当の額

区分	手当額(月額)
児童1人	41,720円
児童2人	46,720円
児童3人	1人につき3,000円加算

#### ○一部支給の場合の手当の額

一部支給は所得に応じて、月額41,710円から9,850円まで10円きざみの額です。

#### 手当の額＝

41,710円—(受給者の所得額—全部支給の所得制限限度額)×0.0184162 10円未満四捨五入

#### 手当の額の例（母と子供1人の場合）

所得額	手当額(月額)
57万円	41,710円
100万円	33,790円
130万円	28,270円
220万円	11,690円